

記者会見資料

年月日	部課名	電 話	責任者 (役職名)
平成20年 9月29日(月)	市民生活部税務課 政策調整部政策調整課	0796-23-1111 (内線2201) (内線2081)	森田 治 田中道男 (課長)

(件 名)

第73号議案 豊岡市市税条例の一部改正案
(固定資産税・市民税の超過課税案) の修正可決の内容について

(内 容)

6月定例会市議会に提案した第73号議案(豊岡市市税条例の一部改正)については、9月29日の9月定例会市議会閉会日において、修正案により固定資産税及び個人市民税の超過税率が修正されるとともに、法人市民税の施行期日が1年延期され、可決されました。

修正可決された超過税率の内容及びその税率による加算総額・平均加算額等の試算は次のとおりですので、ご参照ください。

なお、詳細は別添資料のとおりです。

【修正可決された内容】

1 超過税率(その税率による税目ごとの加算総額試算)

- (1) 固定資産税 : 0.1% (355,319千円) 当局案0.12% (426,383千円)
- (2) 個人市民税所得割 : 0.1% (57,031千円) 当局案0.15% (85,547千円)
- (3) 法人市民税均等割 : 現行が標準税率の法人に制限税率を適用(14,560千円)
- (4) 法人市民税法人税割 : 現行が標準税率等の法人に制限税率を適用(28,006千円)
法人市民税均等割・法人税割の超過税率は当局案のとおり
都市計画税は廃止(当局案のとおり)

2 施行期日

- (1) 都市計画税の廃止規定 : 平成21年4月1日(当局案のとおり)
- (2) 固定資産税・個人市民税所得割の改正規定 : 平成21年4月1日(当局案のとおり)
- (3) 法人市民税均等割・法人税割の改正規定 : 平成22年4月1日 当局案は平成21年4月1日

3 年度別加算総額試算(当局案との差)

- (1) 平成21年度 : 412,350千円 - 当局案(554,496千円) = 142,146千円
- (2) 平成22年度以降 : 454,916千円 - 当局案(554,496千円) = 99,580千円

4 平均加算額試算

固定資産税(現行税率は1.4%)

個人: 0.1% = 約5,800円 当局案(0.12%) = 約6,900円

法人: 0.1% = 約82,400円 当局案(0.12%) = 約98,900円

個人市民税所得割(現行税率は6%)

個人: 0.1% = 約1,600円 当局案(0.15%) = 約2,400円

法人市民税均等割(現行が標準税率の法人が対象)

対象法人: 資本金及び従業員数の区分により10,000円~26,000円

法人市民税法人税割(現行が標準税率等の法人が対象)

対象法人: 約38,400円